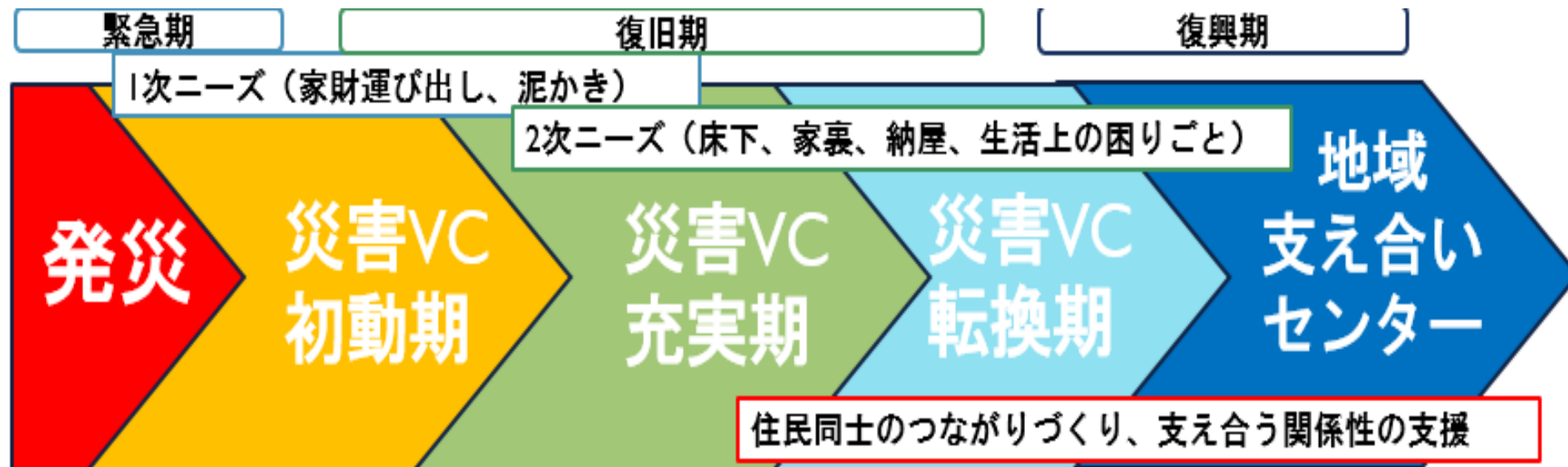


# 広島県内における地域支え合いセンターの取り組み

社会福祉法人 広島県社会福祉協議会  
地域福祉課長兼広島県地域支え合いセンター長  
吉野 篤史

## ■ 背景・経緯／復旧期から復興期までの支援の流れ



### ■ 生活課題

例：水が出ない・道路が通行止め

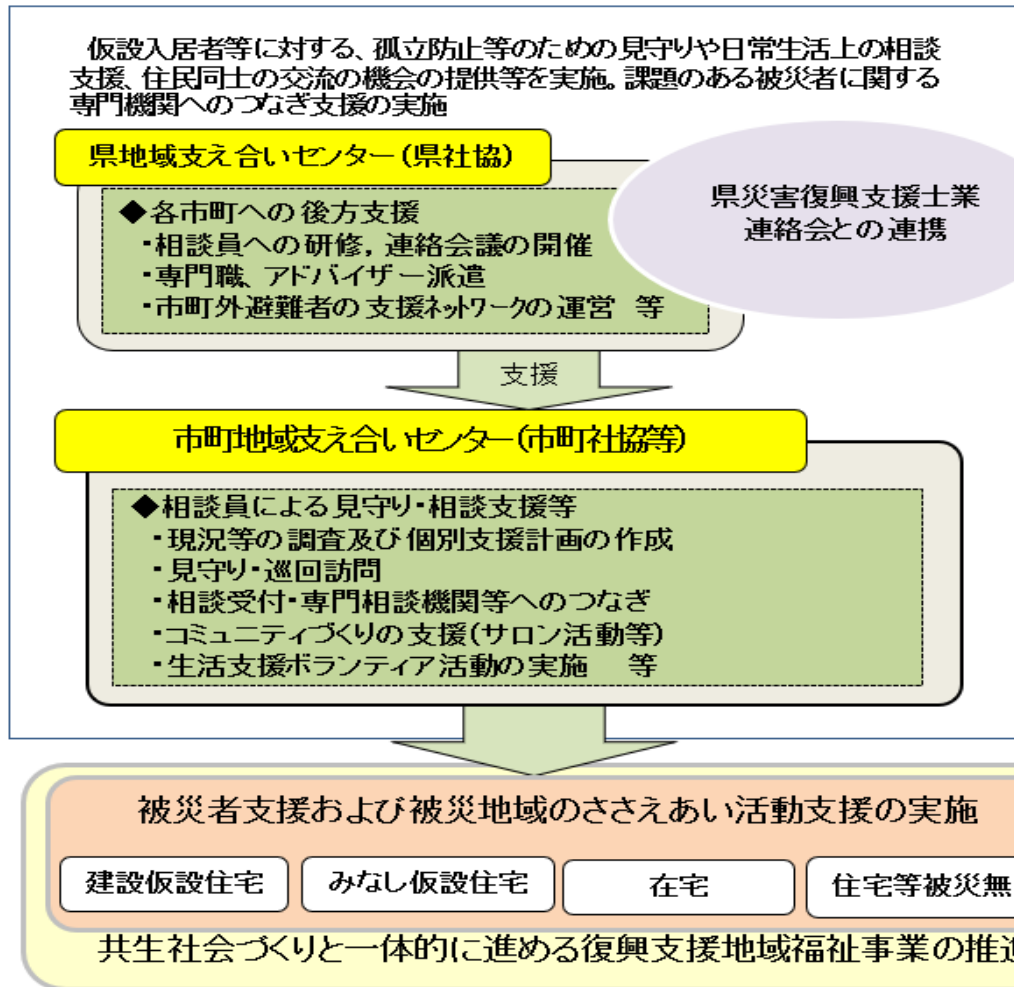
家屋に土砂の流入・店が閉まる・家が壊れる・体調悪化等

例：不登校・虐待・DV

地域とのつながりが希薄

飲酒量が増えた・買物や通院ができない・老々介護  
眠れない・精神的ストレス・意欲の低下・活動量の低下  
うつ・新たな環境へ適応できない・介護サービスを受けているが状態が悪化等

# ■ 県・市町地域支え合いセンター等による被災者支援体制



■ 広島県内市町支え合いセンターの対象世帯数

No.	市町名	対象世帯数	運営
1	呉市	284	社協委託
2	竹原市	277	社協委託
3	三原市	1,012	社協委託
4	尾道市	384	社協委託
5	庄原市	157	社協委託
6	東広島市	621	社協委託
7	江田島市	71	社協委託
8	府中町	112	直営
9	海田町	816	社協委託
10	熊野町	194	直営
11	坂町	1,190	済生会委託
	合計	5,118	

出典/広島県市町地域支え合いセンター活動状況実績報告書(令和2年8月)

## ◆ 地域支え合いセンター等による被災者支援の経過

○生活支援相談員は、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、新潟県中越沖地震において、それぞれ当時の基金を活用することによって財源を確保し配置。

■東日本大震災では、生活福祉資金貸付を中核とした社協の相談支援活動の一環として設置。

■その後、緊急雇用対策の基金を活用することとなり、平成27年度以降は復興庁所管の総合交付金により予算を確保。

○平成28年熊本地震においては、生活困窮者自立支援事業等実施要綱の「地域における生活困窮者支援のための共助の基盤づくり等事業」の中に「熊本地震における被災者見守り・相談支援等事業」が位置づけられた。

○令和元年度、国「被災者見守り・相談支援等事業」要綱に実施要件として、「応急仮設住宅が供与されていること又は供与される見込みであることを実施の要件とする」が新たに設けられた。

参考/H30.8.10「豪雨災害への対応等に伴う市町社協事務局長会議」全社協説明資料

## ■ 地域支え合いセンターの取組み

### 個別生活支援

孤立防止，生活の質の向上，一人ひとり  
を支える支援のネットワークづくり，本人が本来持っている力を引き出す支援



見守り訪問(坂町支え合いC)



地域連携会議(尾道市支え合いC)

### 地域支援

交流・仲間づくりを通じた，住民主体  
による居場所，見守り、ちょっとした  
困りごとの手助け，SOSを出しやすい  
地域土壌づくり，課題の早期発見・早  
期対応



ハザードマップづくり支援(呉市支え合いC)



健康講座・ふれあい交流会  
(三原市支え合いC・尾道市支え合いC合同)

### 連携・協働

住民、ボランティア、専門職、行政等  
の重層的な官民のネットワークづくり  
(単なるつなぎ先ではない、総合的・  
開発的な関係づくり)



災害公営住宅への引越し支援  
(坂町社協ボランティアセンター)



7月豪雨災害なんでも相談会  
(三原市支え合いC)



# ■「ひとりじゃないけえね物語」～被災者一人ひとりの地域での生活に寄り添って～

## ◆竹原市地域支え合いセンターの支援活動

「7月7日の朝7時頃、ほんの10分ほどで床上まで水がきて、ふたりにベッドの上で身を寄せ合っとなった」

寶田七郎さん宅がある地域は一帯が浸水。3日程は水が引かず、道も寸断され、外に出ることもできない状態。心身共に疲れたご夫妻は、被災後には体調を崩し病院へ。寶田さんの奥さんは体重も減り、二人で終活の話が多くなるなど、被災を機に、生活は一変。

竹原市センターの相談員は、寶田さん世帯を訪問を重ねるなかで、ある日、相談員は、寶田さんが1年以上かけてこつこつと組み立てられていた広島城や、地元の西方寺普明閣の木工作品も水に浸かってしまったことを知る。



被災時の寶田さん宅付近の様子



寶田ご夫妻と相談員の訪問風景



寶田さん手作り「普明閣」展示



作品をのぞき込む6年生

「ここまでつくったのに・・・」  
「水に浸かってしもうた・・・」  
「もう、心も体も、疲れはてたんよ・・・」

戸別訪問を重ねるなかで、  
寶田さんのお父さんの手作り木工作品と出会う！

「・・・すごい！！」

「被災した、近くの小学校に展示して、子どもたちにも見てもらいましょうよ！」  
「ええ？ 人に見てもらおうようなもんじゃあないけえ・・・」  
と、言われつつも・・・  
「もうやめようと思うとったが・・・。また、がんばろうかのう」

何よりもうれしかったのが、被災後に初めて見た、お母さん（妻）の満面の笑顔！

災害支援の全国域の“中間支援組織”

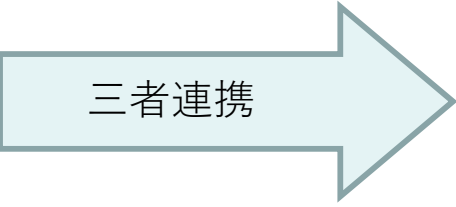
【SDGsへの貢献】

ミッション① 災害時

災害時に支援のモレ・ムラを無くす  
**コーディネーション（調整）**を行う

ミッション② 平時

コーディネーション（調整）の基に支援が行われるための環境を整備する



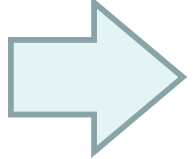
※行政、社協、NPO等と連携し、目標を達成

【災害支援】

全ての被災者に支援のアクセスが確保される  
 避難生活時の安心・安全が守られる  
 被災者の心と体の健康が守られる  
 ジェンダーに配慮された支援が行われる  
 障害者、高齢者、子ども、生活困窮者、外国人などへ支援が届けられる  
 被災者の生活が再建される

【平時の活動】

災害に備えたネットワークが構築される  
 NPO等の支援力が高められる  
 地域の受援力が高められる

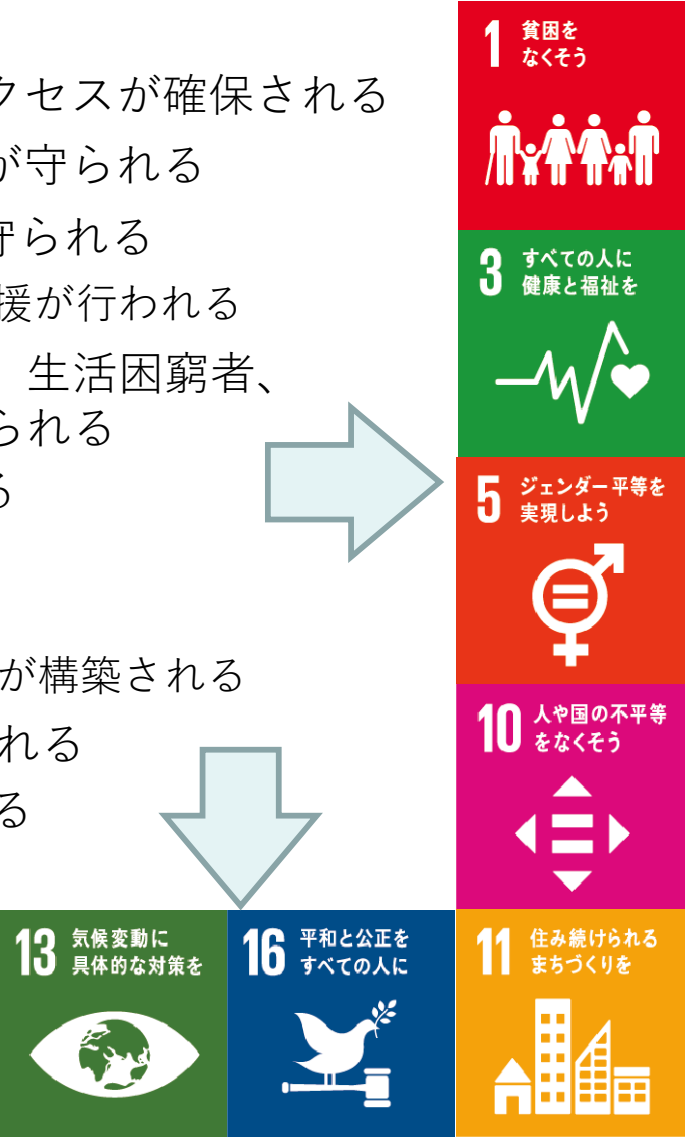


【国際基準の順守】

災害救援における国際赤十字・NGOのための行動規範「緊急援助活動は、適切な調整の下に行われることに高い優先度を置く」

スフィア基準「調整された対応」「異なる領域が参加するミーティング」

仙台防災枠組「インクルーシブ+レジリエンス」



# 防災ボランティアに関する近年の動き

出典： 内閣府



＜主な災害とボランティア活動＞ (発生年) (名称) (延べ参加人数)			＜ボランティアの潮流＞	＜政府の対応＞
平成7年	阪神・淡路大震災	約137.7万人	☆ボランティアが被災者支援活動を行う機運が高まる(ボランティア元年) ★多数のボランティアが入り、大混乱	■ 災対法改正(H7年) 行政が『ボランティアによる防災活動の環境整備』に努める旨明記
平成9年	ナホトカ号海難事故	約27万人		
平成16年	台風23号	約5.6万人		
平成16年	新潟県中越地震	約9.5万人	☆社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの設置・運営を担うことが主流になる	■ 防災ボランティア活動検討会 H16年から内閣府にて開始
平成19年	能登半島地震	約1.5万人		
平成19年	中越沖地震	約1.5万人		
平成21年	台風9号	約2.2万人		
平成23年	東日本大震災	約150万人	☆NPO, NGO, 企業等がボランティア活動(災害VCを通らないボランティアが約400万人) ☆専門性のある支援者により、幅広いニーズに対応 ★ネットワーク化が課題に	■ 災対法改正(H25年) 『行政がボランティアとの連携に努める』旨明記 防災基本計画も改正
平成26年	広島豪雨災害	約4.3万人		
平成27年	関東・東北豪雨災害	約4.7万人	★NPOボランティアの活動を調整する「中間支援組織」の必要性が注目	
平成28年	熊本地震	約11.8万人	☆行政・NPO・ボランティアの三者連携による「情報共有会議」が機能(火の国会議) ☆中間支援組織JVOADが設立	
平成29年	九州北部豪雨	約6万人	☆被災地で情報共有会議が機能	■ 「ガイドブック～三者連携を目指して」(H30年4月)
平成30年	平成30年7月豪雨	約26.3万人	☆県別・全国で情報共有会議が機能	■ 防災基本計画改定(H30年) 「中間支援組織を含めた連携体制の構築を図る」旨明記
平成30年	北海道胆振東部地震	約1.1万人		
令和元年	8月の前線に伴う大雨	約1.1万人	☆平常時からの三者連携体制の構築が進展	■ 防災基本計画改定(R1年) 「情報共有会議の整備を推進する」旨明記
令和元年	台風第15号	約2.3万人		
令和元年	台風第19号	約18.5万人		■ JVOADとのタイアップ宣言(R1年)



# 【被災者支援の概念】

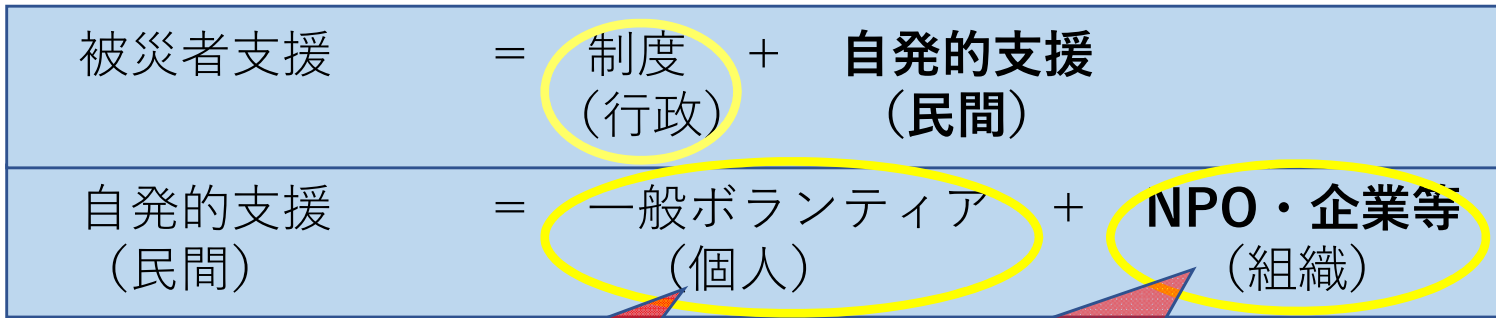
キーワード：「災害VC」、「中間支援(災害)」、「情報共有会議」、「三者連携」



避難生活を支える






生活を再建する



災害VC

中間支援 (災害支援)


 被災者ニーズに対して支援のヌケ・モレのないよう  
 「NPO・企業等の支援のサポート」と「三者間の支援調整」  
 情報共有会議


  
**防災における行政の  
NPO・ボランティア等との  
連携・協働ガイドブック**  
 ~三者連携を目指して~  

  
 平成30年4月  
 内閣府防災担当



# 防災基本計画 第2編 第1章 災害予防 第3節 国民の防災活動の促進

## 3 国民の防災活動の環境整備

### (2) 防災ボランティア活動の環境整備

○国〔内閣府，消防庁，文部科学省，厚生労働省等〕及び市町村（都道府県）は，ボランティアの自主性を尊重しつつ，日本赤十字社，社会福祉協議会及び**NPO等との連携**を図るとともに，**中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）**を含めた連携体制の構築を図り，災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう，その活動環境の整備を図るものとする。

○国〔内閣府，消防庁，文部科学省，厚生労働省等〕及び市町村（都道府県）は，行政・NPO・ボランティア等の**三者で連携**し，平常時の登録，研修制度，災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制，防災ボランティア活動の拠点の確保，活動上の安全確保，**被災者ニーズ**等の情報提供方策等について意見交換を行う**情報共有会議**の整備・強化を，研修や訓練を通じて推進するものとする。

○国〔内閣府，環境省，厚生労働省等〕及び地方公共団体は，社会福祉協議会，NPO等関係機関との間で，被災家屋からの災害廃棄物，がれき，土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また，地方公共団体は，地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで，防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。



←九州北部豪雨支援者情報共有会議

↓災害支援ひろしまネットワーク会議  
(西日本豪雨)





「平成30年7月豪雨災害」における各市町社協災害ボランティアセンターの運営状況等一覧【広島県】(Ver.5)

2018. 8. 12現在

社協名		被害状況(確認中は除く) 8/8現在						センター名	開設日	マッチング方式	活動者数		過不足状況(事務局長会議聞き取り含む)				県社協としての今後の対応方針	V集中支援ボランティアバスボランティア船	収束に向けた見込み
		人的	全壊	半壊	一部	床上	床下				直近8/7	累計	一般V	重機V	資機材	V集中支援スタッフ(プロック派遣者数)			
広島市							東区災害ボランティアセンター	7月10日		14	324								
							南区災害ボランティアセンター ※サテライト(橋本)	7月10日		58	3,787	広島市において把握				広島市において把握			
							安佐北区災害ボランティアセンター	7月11日		0	0								
							安芸区災害ボランティアセンター ※サテライト2か所(矢野・中野・畑賀)	7月11日		264	7,509								
呉市	47	246	782	1022	0	598	くれ災害ボランティアセンター ※サテライト7か所(天応・吉浦・安浦・昭和・倉橋・音戸・阿賀)	7月10日	コミュニティ	391	15,421	不足	不足	充足	充足(15人)	◎ 重点支援	Vバス V船	③10月末	
竹原市	9	18			327	647	竹原市被災者生活ボランティアセンター	7月10日		79	1,236	不足	不足	充足	充足(2人)	○ 運営支援	Vバス	②8月末	
三原市	18	146			2,616		三原市災害ボランティアセンター ※サテライト1か所(福地)	7月10日	コミュニティ	134	5,456	不足	不足	充足	充足(8人)	◎ 重点支援	Vバス	③10月末	
尾道市	9	16	8	242	102	192	災害ボランティアセンター	7月10日		59	1,464	不足	充足	充足	充足(5人)	○ 運営支援	Vバス(予定)	②8月末	
福山市	5	13	69		1210	902	災害ボランティアセンター	7月9日		休止中	1,332	充足	充足	充足	充足			①8月中旬	
府中市	2	3			34	190	府中市災害ボランティアセンター(府中市被災者生活サポートボランティアセンター) ※サテライト1か所(上下)	7月11日(8月6日閉所)		—	514	充足	充足	充足	充足			終了(8/6)	
三次市				7	168	312	三次市災害ボランティアセンター	7月10日(7月20日閉所)		—	61	充足	充足	充足	充足			終了(7/20)	
庄原市		2	19	58	60	207	庄原市被災者生活サポートボランティアセンター ※サテライト1か所(西城)	7月10日(7月20日閉所)	コミュニティ	—	233	充足	充足	充足	充足			終了(7/20)	
東広島市	33	25	36		126	308	東広島市被災者生活サポートボランティアセンター(災害ボランティアセンター)	7月9日	コミュニティ	89	4,567	不足	不足	充足	不足(6人)	○ 運営支援		②8月末	
安芸高田市	3	1	1		17	95	安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンター	7月11日		0	255	充足	充足	充足	充足		Vバス	①8月中旬	
江田島市	4	10	20	108	43	81	江田島市社協被災者生活サポートボランティアセンター	7月10日(8月10日閉所)		63	1,978	不足	不足	充足	充足(6人)	○ 運営支援	Vバス	終了(8/10)	
府中町	2	2	17	46	7	47	府中町災害ボランティアセンター	7月11日(8月10日閉所)		17	1,776	充足	充足	充足	充足			終了(8/10)	
海田町	3	12	39	7	148	170	海田町災害ボランティアセンター	7月10日	コミュニティ	112	1,597	充足	充足	充足	充足(2人)			②8月末	
熊野町	16	26	21	89	24	43	熊野町災害ボランティアセンター	7月10日		14	1,123	不足	充足	充足	充足			①8月中旬	
坂町	29	195	687	106			坂町災害たすけあいセンター ※住民活動拠点11か所	7月9日	コミュニティ	297	9,068	不足	不足	充足	不足(8人)	◎ 重点支援	Vバス	③10月末	
大崎上島町		1		15	21	78	大崎上島町災害ボランティアセンター	7月13日(8月3日閉所)		—	109	充足	充足	充足	充足			終了(8/3)	
世羅町	2	3	1	6	7	50	世羅町災害ボランティアセンター	7月9日(7月30日閉所)		—	207	充足	充足	充足	充足			終了(7/30)	
神石高原町			4	12			神石高原町災害ボランティアセンター	7月26日		—	—	充足	充足	充足	充足	—			
合計	238	702	1,940	1,793	2,924	4,753		21VC	合計	1,591	58,011	8市町	6市町	0市町	2市町	◎ 3 ○ 4	7市町	終了(予定) 6 ② 4 ① 4 ③ 3	



# 繰り返される被災地の課題

三者連携、ネットワークで発災前に検討が必要なテーマ

- 災害廃棄物、土砂等の撤去に関する課題
- 床下・壁・屋根等の技術的な対応に関する課題
- 避難所運営に関する課題（食事、衛生環境、体制）
- 仮設住宅（みなし含む）の生活支援に関する課題
- 農業などの生業支援に関する課題
- 子ども、障がい者、外国人などへ支援課題
- 在宅被災者に関する課題
- 住宅の再建に関する課題
- . . . .

まだまだ  
支援の担い手が不足  
調整力が不足

# 災害時支援の全体像

## 生業仕事

- ・ 田畑の泥かき
- ・ 農業支援
- ・ 自立化補助金
- ・ 再就職支援
- ・ 自動車

## 復興支援住宅

- ・ コミュニティ
- ・ 慰問
- ・ 住環境
- ・ グリーフケア

## 仮設住宅

- ・ コミュニティ
- ・ 買い物
- ・ 慰問
- ・ 住環境
- ・ グリーフケア

## 避難所

- ・ 運営
- ・ 衛生
- ・ 介護
- ・ 医療
- ・ 清掃
- ・ 物資
- ・ 炊き出し
- ・ 慰問
- ・ マッサージ
- ・ 不動産相談

## 被災家屋

- ・ 片付け
- ・ 泥かき
- ・ 清掃
- ・ 消毒
- ・ 床はがし
- ・ ブルーシート
- ・ 写真洗浄
- ・ 美術品修繕
- ・ 家電提供

## 要配慮者支援

要介護、医療、障害、認知症、ペット、妊婦、子育て、LGBT etc.

## 在宅避難者

- ・ 把握調査
- ・ 炊き出し
- ・ 医療
- ・ 介護
- ・ 車
- ・ 自転車
- ・ 買い物
- ・ 物資
- ・ 手続き
- ・ 法律相談
- ・ 災害ゴミ
- ・ コミュニティ
- ・ 住環境
- ・ グリーフケア

ぼうさいこくたい2020 HIROSHIMA  
(防災推進国民大会2020)  
「ひとり」を「独り」にしない復興支援のカタチ

# 人間の復興と災害ケースマネジメント

一人ひとりが大事にされる、  
新たな災害復興法を目指して。



弁護士 津久井 進

日本弁護士連合会災害復興支援委員会委員長



# 災害とリーガルマインド

# 災害のリーガルマインド

何のために（目的）

その仕組みがあるのか（手段）

常に考える（法的思考）



### 百貨店・スーパー・コンビニ

百貨店・スーパーでは商品の散乱やショーケースの破損などに注意して、階段の踊り場や柱の近くへ。コンビニでは買い物かごなどをかぶり、身を守ります。



### 劇場・ホール・スタジアム

大勢の人が集まる劇場・ホール・スタジアムなどの施設では、あわてて非常口や階段に駆け寄らず、館内放送や係員の指示に従います。

まちがいさがし



### 地下街

停電で多くの人がパニックになり、非常口に殺到すると負傷の危険があります。落ち着いて落下物から身を守り、柱や壁のそばで揺れが収まるのを待ちます。



### 空港

首都直下地震が発生しても建物の倒壊などの被害はないと予想されていますが、ガラスや天井部材などの落下に備えて注意しましょう。





# 災害救助法

第4条 救助の種類は、次のとおりとする。

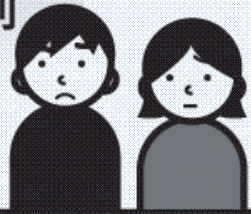
- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
  - 1 死体の捜索及び処理
  - 2 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

# 災害救助法の可能性

悪しき公平論

旧・災害救助の5原則

1. 平等の原則
2. 必要即応の原則
3. 現物給付の原則
4. 現在地救助の原則
5. 職権救助の原則



『災害救助事務取扱要領』  
の1頁に登場する原則

新・災害救助の6原則

1. 人命最優先の原則
2. 生活再建継承の原則
3. 自治体基本責務の原則
4. 救助費国庫負担の原則
5. 柔軟性の原則
6. 被災者中心の原則



# 災害救助法の哲学



GHQ

憲法

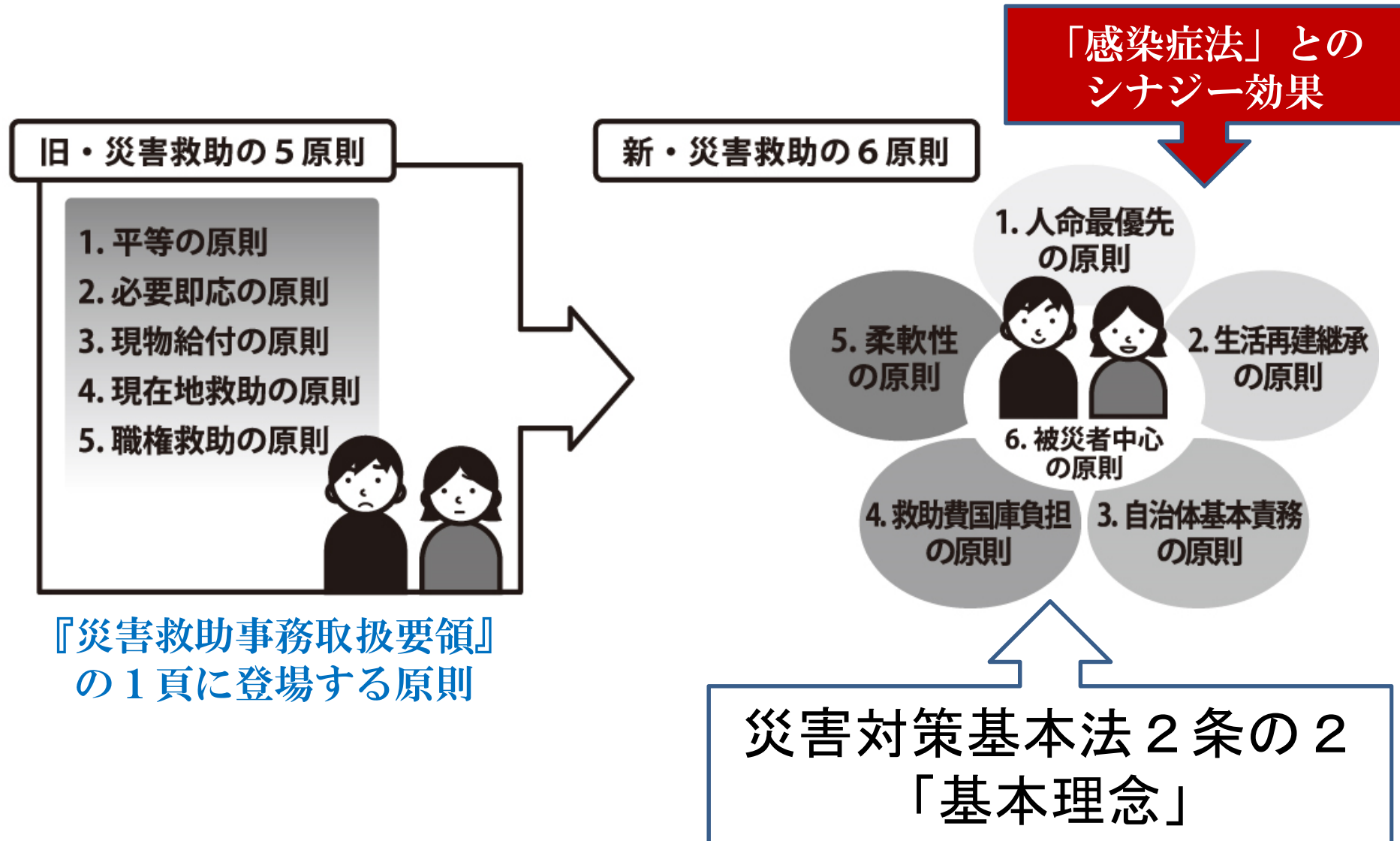
スフィア  
基準

災害救助法





# 災害救助法の可能性



## 災害対策基本法 2 条の 2 (基本理念)

災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- 1 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、**災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。**
- 2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の**地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。**
- 3 災害に備えるための措置を**適切に組み合わせ**て**一体的に講ずること**と並びに科学的知見及び過去の災害から得られた**教訓を踏まえて絶えず改善**を図ること。
- 4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであつても、できる限りの**的確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。**
- 5 **被災者による主体的な取組**を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の**被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。**
- 6 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの**復興を図ること。**

# 非人間的な避難所・避難生活

阪神・淡路大震災1995年



震災直後、1700人を超える避難者で埋まった避難所の体育館。暖房もなく、かぜをひいたり体調を崩す人が多かった。（1月24日）

東日本大震災2011年



北伊豆地震1930年



熊本地震2016年



塩崎賢明先生報告より引用



# 欧米



イタリアの簡易ベッド



アメリカの簡易ベッド

# 日本



熊本益城町、土間に寝ている



益城町、床に雑魚寝

塩崎賢明先生報告より引用

# 感染症法と災害救助法

令和2年7月豪雨 人吉スポーツパレス（熊本県人吉市）



西日本新聞7月4日（中村太郎撮影）

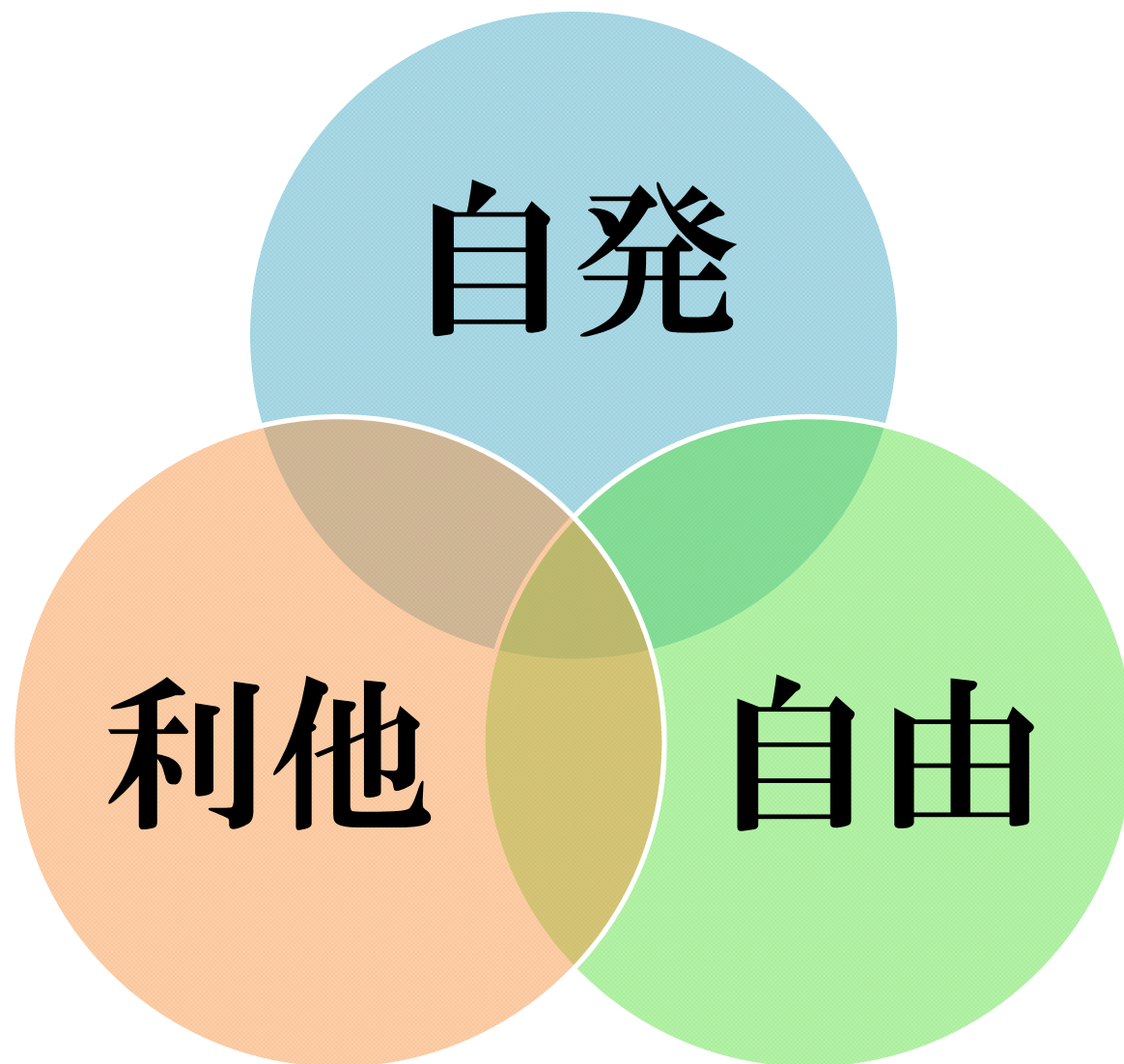
西日本新聞7月10日（水谷嘉浩提供）



専門家・NPO = 「触媒」

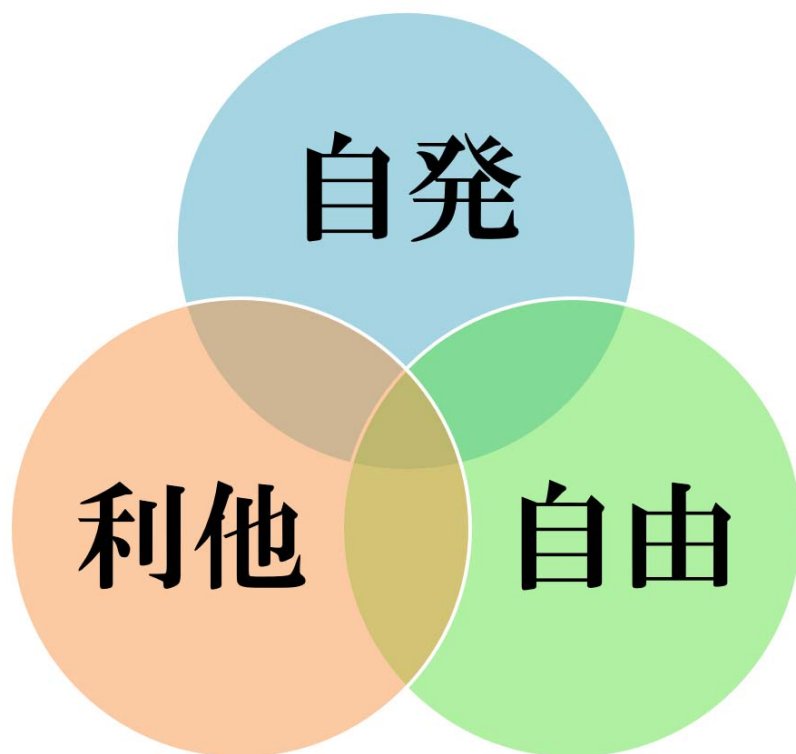


# ボランティアの本質



# 災害ボランティアの落とし穴

ボランティアの本質



阪神大震災の芽生え  
（「何でもあり！」）



ボランティア迷惑論  
（行儀良さの重視）



ボラセン/ボラ自粛  
（官製ボラの危険）



自粛警察・マスク警察  
（本質の忘却）

要求型民主主義から提案型民主主義へ

# 被災者の生の声こそ立法事実

「被災者」は、相談すること自体が大事  
悩みはひとりだけの問題ではないから

「ボランティア」は生の声を聞くこと自体が大事  
解決しなくても無力感は感じなくていい

立法事実の積み重ねとして重要な意義



アドボカシー



# 触媒論（有馬実成）

被災者を救うことができるのは被災者自身

「ボランティアは『触媒』なのです」

ボランティア活動で自分が主人公になることは慎みましよう。被災者こそ主人公。



自らが『触媒』であることを心得よう！

# 弁護士という 触媒の使い道



# コーチング的アプローチ



コーチングのポイント25	
1	答えは必ず相手の中にあると確信する
2	相手から引き出す
3	すぐ答えられる質問から始める
4	かたまりをほぐす
5	「なぜ?」ではなく「なに?」と聞く
6	質問をたくさんつくっておく
7	視点を変える質問をする
8	オウム返りする
9	上手な相槌を用意する
10	こちらの心情を話す
11	不満を提案に変える
12	数値化する
13	客観的な視点を持たせる
14	かたまりにする
15	物語にしてみる
16	良い結果をイメージさせる
17	リクエストをきく
18	失敗の権利を与える
19	フォローする
20	ほめ続ける
21	役割を交換する
22	決め手の場面はクローズド・クエスチョンにする
23	目標をとことん話し合う
24	相手が価値を持っている点を目標達成手段にする
25	その人のためのチェックリストをつくってみる



NHKのホームページより引用



# ボランティアこそ憲法実現

**【民主主義とは】**

人民の，人民による，人民のための政治



**【ボランティアとは】**

市民の，市民による，市民のための活動

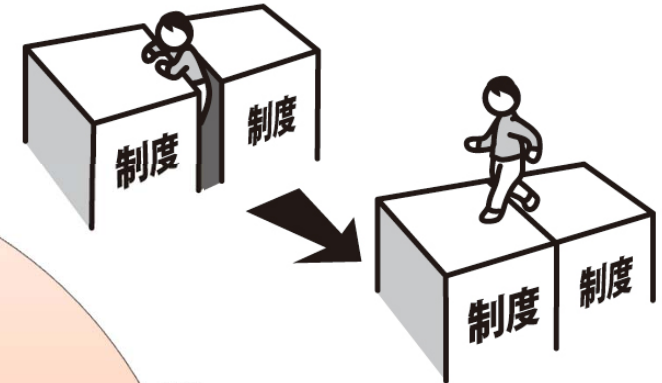
# 災害ケースマネジメント のポイント

# 災害ケースマネジメント

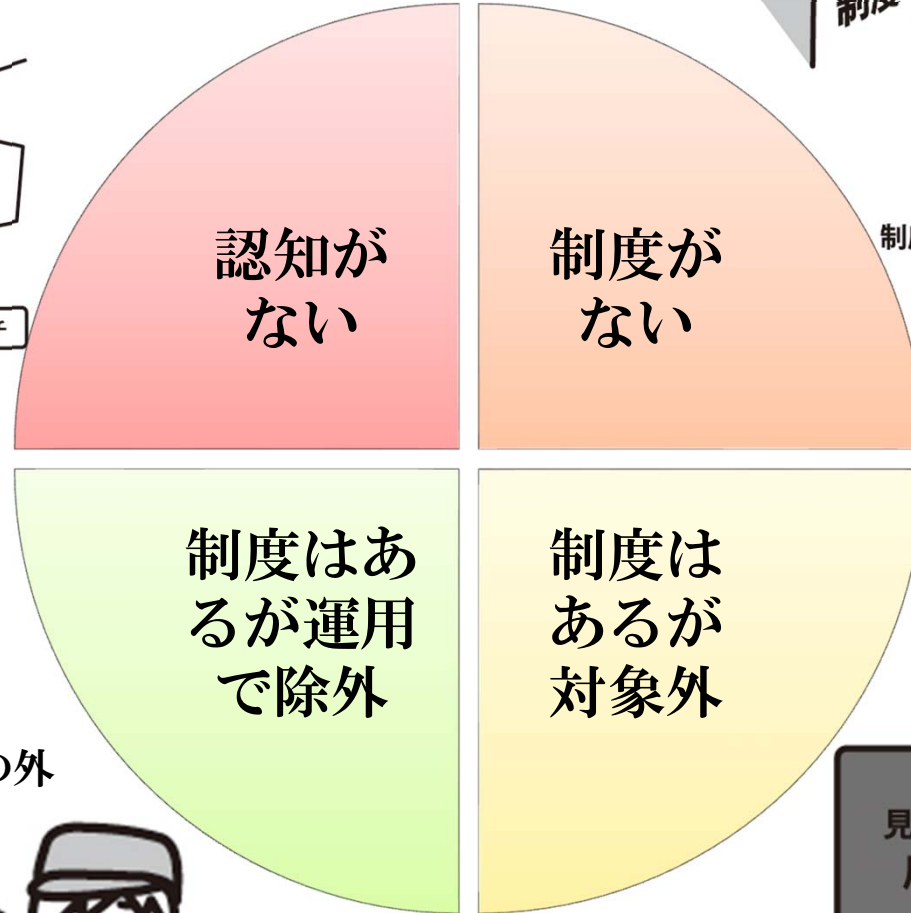
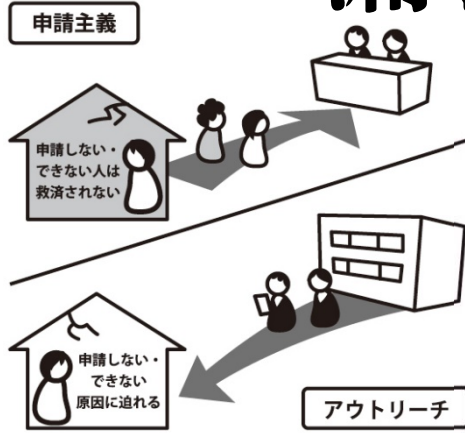
被災者一人ひとりに  
必要な支援を行うため、  
被災者に寄り添い、  
その個別の被災状況・生活状況などを把握し、  
それに合わせて様々な支援策を組み合わせた  
計画を立てて、  
連携して、  
支援するしくみ

# 漏れ落ちる理由

制度と制度にスキマがあると...



制度のスキマで救済されない被災者をなくす

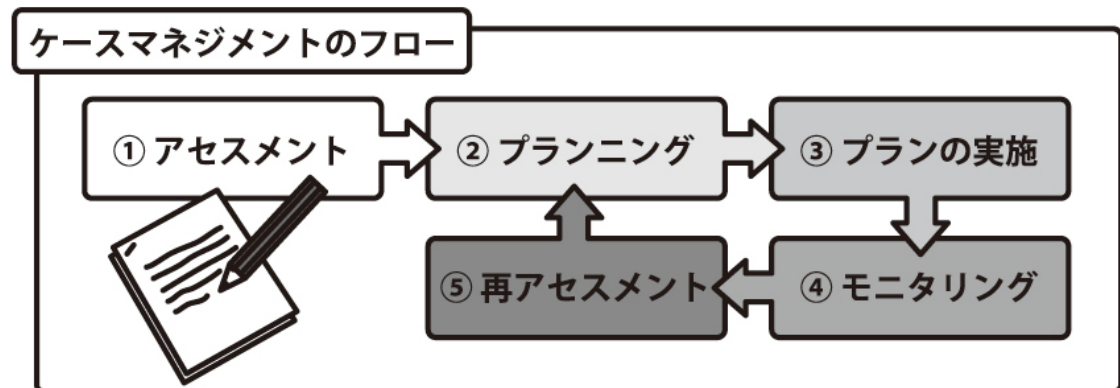
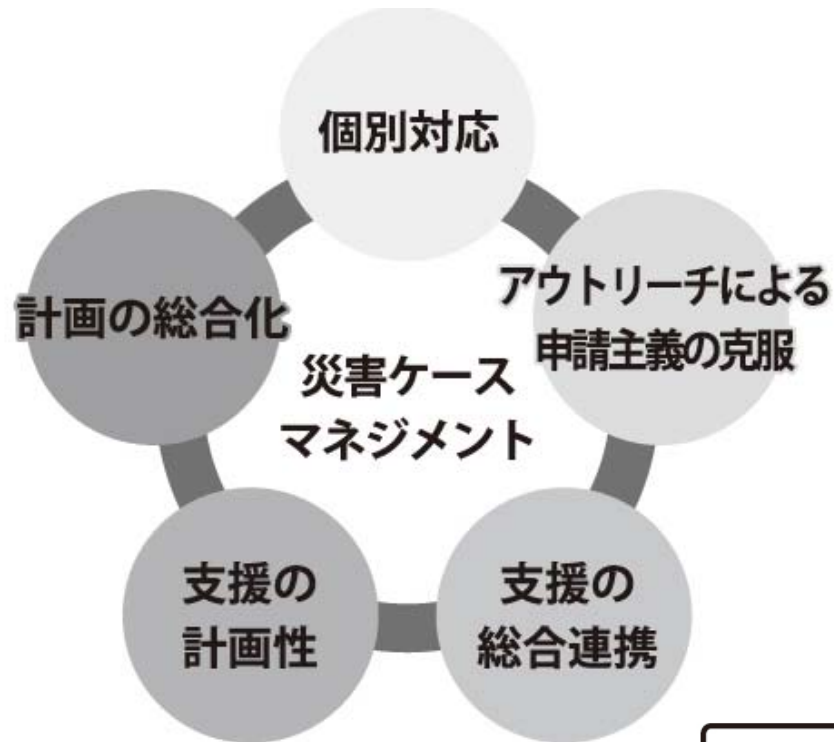


零細事業者は蚊帳の外





# 災害ケースマネジメント



『災害ケースマネジメント◎ガイドブック』（合同出版）より

# 専門家の連携



## 専門士業による連携組織（弁護士会と他士業）

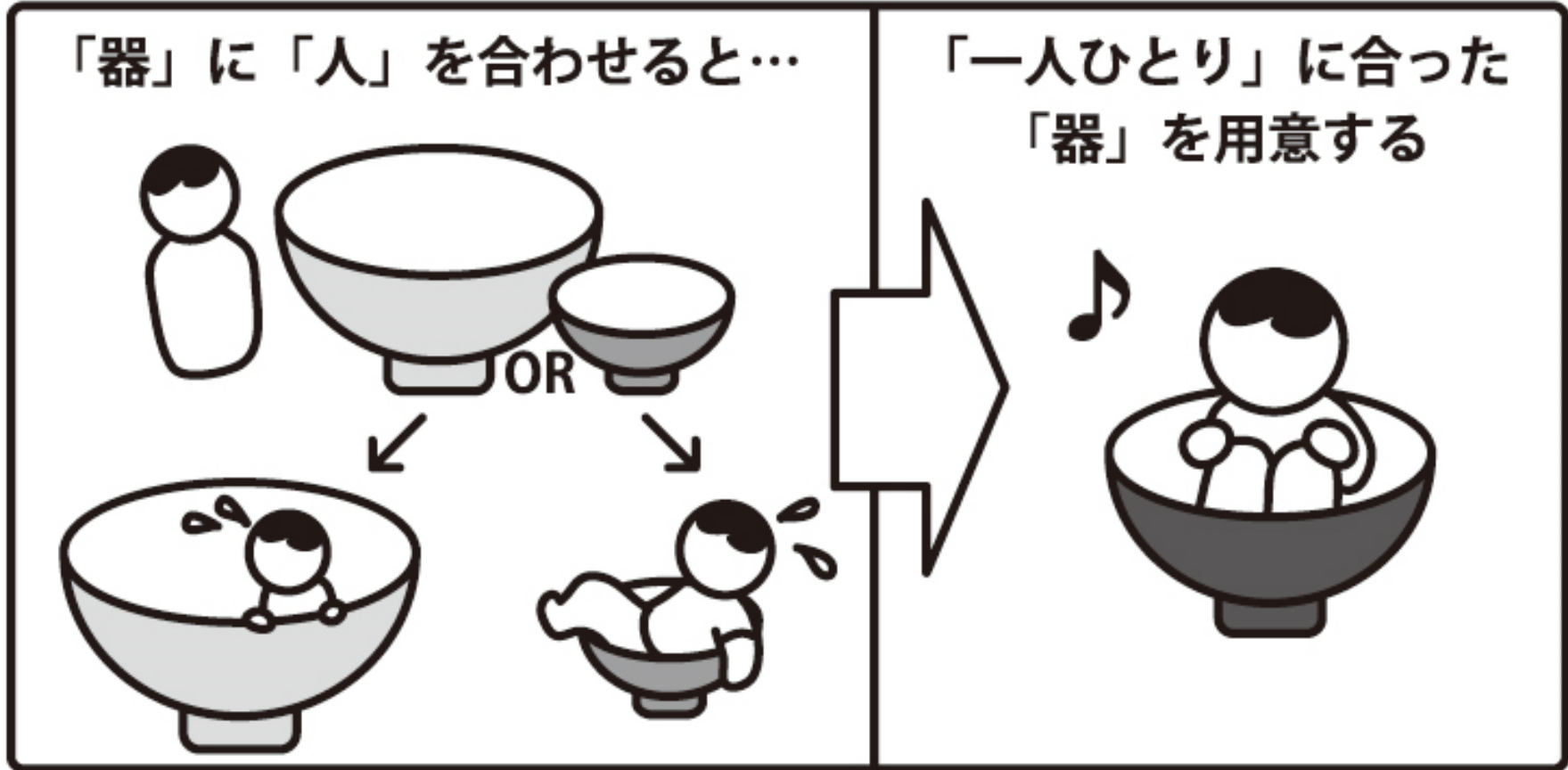
地域	名称
札幌地区	札幌地域災害復興支援士業連絡会
宮城県	宮城県災害復興支援士業連絡会
長野県	長野県災害活動支援士業連絡会
東京都	災害復興まちづくり支援機構
神奈川県	神奈川県大規模災害対策士業協議会
静岡県	静岡県災害対策士業連絡会
岐阜県	岐阜県士業連絡協議会
近畿地区	近畿災害対策まちづくり支援機構
広島県	広島県災害復興支援士業連絡会
山口県	山口法律関連士業ネットワーク
鳥取県	鳥取県士業団体連絡協議会
徳島県	徳島県士業ネットワーク
高知県	土佐士業交流会
佐賀県	佐賀県専門士業団体連絡協議会
熊本県	熊本県専門士業団体連絡協議会
宮崎県	専門士業団体連絡協議会
鹿児島県	鹿児島専門士業団体協議会
沖縄県	沖縄士業等ネットワーク協議会

### <参加している専門士業>

弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、社会保険労務士、建築士、技術士、土地区画整理士、中小企業診断士、マンション管理士、社会福祉士、法テラス

※各会によって参加士業の内訳は異なります（2017年9月現在）

# 災害ケースマネジメントのポイント



# いかなる制度も 目的を見誤ってはいけない

